

第7章 省エネ・環境

2021年1月に開催された全国生態環境保護活動会議では、第13次5カ年規画における環境生態分野における9項目の拘束性目標の達成が報告され、第14次5カ年規画において汚染対策やカーボンニュートラルに向けた取り組みをさらに推し進めて行くことが示された。今後も法整備が進むと考えられており、法の実効性を高めるため、情報公開の徹底、監視体制の強化や取り締まりなどの面での厳格かつ公平な執行が求められる。

また、日系企業としては法令遵守については誠心誠意取り組んでいくつもりであるが、対応する際に問題点が発生することもあるため、関連業界・企業との情報交換、関係国の政府機関との調整も十分に行うことを要望する。

環境汚染問題の現状

2021年の政府活動

2021年3月に開催された第13期全国人民代表大会第4回会議における政府活動報告では、第14次5カ年規画期（2021～2025年）の主要目標・任務として、重度大気汚染と都市部の污水問題を基本的に解決し、森林比率を24.1%に引き上げ、GDP1単位あたりのエネルギー消費量を13.5%、CO2排出量を18%引き下げる方針が示されている。2021年の重点活動として、GDP1単位あたりのエネルギー消費量を3%前後低下させ、全国のエネルギー使用権、温室効果ガス排出権取引市場の建設を急ぎ、エネルギー消費の総量・原単位抑制制度の整備に取り組むとしている。クリーン暖房比率を70%に引き上げ、土壌汚染対策の厳格実施、固形廃棄物輸入の禁止継続、都市部の生活ごみ分別処理の推進、宅配便梱包のグリーン化、危険廃棄物の収集処理の強化、生態保護補償条例の検討・策定等が示されている。

依然深刻な大気汚染の現状

生態環境部の発表によると、2019年における大気汚染の状況は中国全体で見ると前年に比べて改善されている。全国337都市を対象としたPM2.5の1m³当たりの平均濃度は36マイクログラムと、前年比横ばいとなっており、PM10の濃度は63マイクログラム/m³と前年比1.6%減少した。各地域のPM2.5の平均濃度をみると、京津冀および周辺地域は57マイクログラム（前年比1.7%減少）、長江デルタ地域は41マイクログラム（同2.4%減少）、汾渭平原は55マイクログラム（同1.9%減少）となっており改善はされているものの、省・市の中には国家基準を達成できていない地域もあり、依然として健康に影響を及ぼす深刻な状況が続いている。

環境関連制度の状況と政策動向

2021年の環境汚染対策目標

2021年1月に全国生態環境保護活動会議が開催され、同会議では以下8項目の2021年重点任務が示された。

- ①第14次5カ年規画の計画実現に向けた体系的な施策実施
- ②2030年までにCO2排出量をピークアウトするための取り組み
- ③VOCs規制や污水处理など環境汚染防止に向けた行動の継続展開
- ④生態環境の保護・修復
- ⑤原子力と放射性物質の完全確保
- ⑥法律に基づく環境保護の推進
- ⑦生態環境リスクの効果的防止と解決
- ⑧環境モニタリングや法制度の整備、国際協力の推進等により政策実現に向けた基礎的な支援の強化

これらの目標・取り組みに対して、日本企業も誠心誠意取り組んでいくが、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、生態環境部、应急管理部、地方政府当局が企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。

「土壌汚染防治法」の発効

「土壌汚染防治法」は、2019年1月1日に施行された。同法は、全7章99条文からなっており、①土壌汚染に対する政府、企業、個人の責任や義務の明確化、②土壌有毒有害物質の規制、重点監督管理事業者規制制度の構築、③種類別土壌汚染リスク規制・修復制度の構築、④土壌汚染防止基金制度の構築、⑤全国土壌汚染状況調査、土壌汚染状況モニタリング制度の構築、⑥罰則の設定が主な内容である。

企業に対する監督管理および処罰措置は強化され、企業の違法リスクとコストを増大させることになるため、法の実効性が高められるよう、生態環境部および地方政府当局においては情報公開の徹底、監視や取り締まりなど執行面において厳格かつ公平な対応を要望する。

「固体廃棄物汚染環境防治法」の改正

「固体廃棄物汚染環境防治法」は1996年に施行され、2020年9月に5度目の改定が行われた。2020年改定はこれまでの91条条文を126条に改定する大幅改定となり、全国レベルの危険廃棄物管理システムと危険廃棄物を利用

する企業・経営者の信用記録制度の構築、電器電子・電池等の製品生産者責任の拡大、固体廃棄物にかかわる関連当事者の義務および責任の明確化、生活ゴミ分類制度の確立、罰金金額の引き上げなどの点が前法より修正されている。

2021年には「固体廃棄物汚染環境防治法」の執行状況を検査することが報じられているが、影響が出る部分について企業に対する説明会を開催し取り組みを促す等、企業が合理的に対応できるように事前に情報周知が徹底されることを強く要望する。

危険廃棄物については、2015年以降の環境保護にかかわる取り組みの強化に伴い、地域によっては多くの危険廃棄物処理業者が廃業し、産業廃棄物処理業者および処理可能量が慢性的に不足する状況となり、処理価格の高騰、処理待機時間の延長といった問題が生じている。そのため、地域の企業ニーズを把握した上で、処理業者の誘致や、環境と安全に配慮した一時保管場所の提供等に取り組むことを要望する。

また、2020年の第13期全国人民代表大会第3回会議における政府活動報告において、危険化学品生産企業の移転・改造を加速するとされているが、「一刀切（一律の取り締まり）」を行わないよう、客観的基準の公表、事前通知の徹底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

第2巡目中央環境保護監督査察

2016年から2017年まで約2年間にわたり行われた第1巡目の中央環境保護監督査察に続き、2019年7月より第2巡目の中央環境保護監督査察が行われた。第1巡目の査察では、日系企業も含めた外資系企業にも定期的に当局からの査察が入り、中には一部の担当者から法令に基づかず、必ずしも必要とは考えられない設備設置等の命令を受けるケースも報告されている。政府は「一刀切」は厳に禁じると発表しているが、生態環境部および地方政府当局による行政指導においてはその根拠法令やデータ等での違反根拠を書面で示すとともに、外国企業向けの相談窓口を設置し、第三者による厳正な審査を行うとともに適切な処分を実施する等の配慮をいただきたい。

電器電子製品有害物質使用制限管理弁法（中国版RoHS）

大量に販売される電子情報製品に関して、有害物質の含有量を削減し環境汚染を低減することを目的に2007年から施行されていた「電子情報製品汚染制御管理弁法」（旧中国版RoHS）に代わり、「電器電子製品有害物質使用制限管理弁法」（現行の中国版RoHS）が2016年1月21日に公布、同年7月1日に施行されており、その対象は、電子情報製品だけでなく、白物家電製品、照明機器、電動工具等を含む電器電子製品に拡大され、次のような制度となっている。

- (1)対象有害物質：鉛、水銀、カドミウム（およびそれぞれの化合物）、六価クロム化合物、PBB、PBDE
- (2)対象品目：電器電子製品

旧中国版RoHSの電子情報製品に加えて白物家電製品、照明機器、電動工具等の広範囲な電器電子製品に拡大されている（Q&Aで例示や対象外となるものについて説明あり）

- (3)制度の概要：すべての対象品目に適用される「第1ステップ」と目録により指定された品目が対象となる「第2ステップ」がある。

〔第1ステップ〕

対象製品の設計および生産時に無毒・無害あるいは毒性や害の少ないもの等を採用し市場に投入する場合、製品あるいは説明書に環境保護使用期限、有害有害物質の名称、含有量等を注記すること

〔第2ステップ〕

- ・汚染制御を重点管理すべきものとして製品を指定し、適用除外を除きその製品での有害物質の使用を制限し、含有したものの製造・販売を禁じる
- ・有害物質使用制限について合格認定制度を設け、認証機関による認証の他に、企業の自己適合宣言も認められる制度が構築されており、2019年11月1日より公開された公共サービスプラットフォームに適合情報の報告を行うことになっている。対象品目は2018年3月12日付工業情報化部公告第15号で冷蔵庫、エアコン等12品目が示されている。2020年12月末までの中国版RoHS合格認定制度の公共サービスプラットフォームの登録状況（工業情報化部発表）は、登録企業数 計1,064社、合格認定資料の登録数 計1万914件、関連製品登録数 計1万6,166件となっている。

現行中国版RoHSでは、第2ステップの制度が強制認証から合格認定制度に変更されたところであるが、2019年7月25日と26日に陝西省西安市で開催された「中日RoHS国際フォーラム」にて合格認定制度の理解を深めるため交流会が開催され、今後もこうした交流の継続が期待されている。

廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

「廃棄電器電子製品回収処理管理条例」（中国版WEEE）は、廃家電のリサイクルの促進を目的として2009年に公布され、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、パソコンの5品目を対象に2011年1月1日から施行されたものである。このリサイクル制度は、対象製品の生産者および輸入業者がリサイクル基金を納付し、当該基金からリサイクル事業者に補助金が支給されることにより、廃家電のリサイクルを推進する仕組みである。

対象製品は当初の5品目に加え、2015年2月に温水器、レンジフード、携帯電話、複写機、プリンター、モニター等が追加されて14品目となり、追加品目については2016年3月から実施されることとなっていたが、2021年4月から実施の改定リサイクル料金表（財税[2021]10号）においても追加対象品目の詳細な定義、賦課金の徴収基準、補助金の額等が示されておらず、賦課金徴収等は開始されていない。

リサイクル工場に対する補助金については、リサイクル事業者が補助金申請後、交付が約1年以上遅延しているなど、制度の仕組み自体に改善を要する事項が残っている。

石綿の混入防止・管理

日本では、クリソタイルを含むすべての種類の石綿および石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製品の輸入が禁止されているが、2020年12月以降、中国で製造された珪藻土を主たる原料とする製品に石綿（クリソタイル）が0.1%を超えて含まれていた事例が複数確認されている。

天然鉱物である石綿は、特定の鉱物の中に不純物として微量混入していることも多く、製品中への石綿の含有を防止するためには、製造者等が製品の製造過程等において原材料における石綿混入の有無の確認を、分析試験を行う等により主体的に行うことが必要である。

他方、中国において、試験結果が国際的に認められるISO/IEC17025認証（CNAS認証等）を受けた石綿含有分析が可能な試験所は数少なく、輸出製品の産業チェーン・サプライチェーン上の企業において、石綿含有状況を把握・管理することが困難な状況である。トレーサビリティが不明なままに、あるいは意図せず石綿が混入し、日本等の石綿を禁止する国に石綿を含有する製品や原材料を中国から誤って輸出するおそれがあることは事業活動上の大きなリスクとなっている。

<建議>

- ①中国各都市における環境汚染は年々改善されているものの、大気汚染、水質汚染、土壌汚染などの環境問題への対策が引き続き求められる。中国の環境問題改善のためには、生態環境部および各省・市のプロジェクトへのさらなる日系企業の参加とその技術・設備の導入・普及が寄与することが期待される。その際に、優れた製品や技術を普及させる観点から、プロジェクトに関する情報を早期に公示するなど、企業が申請や提案を検討するための十分な時間を持つようすることを要望する。
- ②環境保護法の改正等によって、法令違反をした企業に対する罰則は強化されている。日系企業が法令遵守を適切に行うにあたり、生態環境部、应急管理部、地方政府当局による監視や取り締まりなど執行面において、担当者の恣意的な対応ではなく、内外資問わず統一した基準に基づく運用がなされることを要望する。加えて、企業に対する行政指導等を行う際には、その根拠法令やデータ等の違反根拠を書面で示す等の説明を要望する。生態環境部は、「一刀切（個別事情を顧みない一刀両断措置）」は厳に禁じると発表しているが、環境監査が突発的に実施され、明確な理由なく工場の一時的な休業もしくは営業停止指示を受け顧客の信用を失っている企業があるといった事例も見受けられる。また、地域の大气汚染濃度が一時的に高まった、もしくは高まる可能性がある場合の操業停止等の措置について、任意の工場に突発的に指示することは避け、操業停止の対象となる事業者を選定する際の客観的基準の公表、事前通知の徹

底等、公平かつ合理的なルールを構築することを要望する。

- ③生態環境部等において省エネ・環境関連の政策・法律・計画の策定をする際、外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めるとともに、実施細則等の規制の整備や解釈の明確化、問い合わせ窓口の明確化が引続き必要である。また、新たな規制を執行する際、地方毎、局毎のGB、DBとの統一性を持たせたいうで、既存設備への適用については、企業の能力を考慮しながら猶予期間・経過措置を設けるなど、必要な配慮を要望する。
- ④危険廃棄物について、資格のある業者への委託処理が必要となるが、業者の処理能力が不足しており、また、市外への持出処理については「中華人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」等により受入地での承認が必要となっていることから、企業活動に影響を与えている。そのため、「国家危険廃棄物目録」に記載の危険廃棄物の区別に処理ニーズ把握を行い、需要のある区分・地域に処理業者を早急に誘致し、市外、省外移転の審査手続きをできるだけ簡易にすると同時に、危険廃棄物自社リサイクルへの規制緩和・奨励策の導入について要望する。
- ⑤省エネ・環境関連ラベル制度において、認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストがかかる現行制度の合理化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として一種類のラベルに統合すること、多地域での相互認証を認めること等を要望する。さらに、環境配慮製品を普及させるため、政府調達額などの計画目標や実績の公開を要望する。
- ⑥第14次5カ年規画では「炭素排出のピークを2030年より前とする行動プランの制定」が定められ、CO2排出削減は今後より重要な政策となる。2017年12月に中国国家発展改革委員会より発表された排出量取引制度の全国導入については、まずは発電事業および自家発電設備を持つエネルギー消費量の大きな事業者約1,700社を対象とするが、今後他の業種にも拡大される予定となっており、外資系企業も含めて広範囲に影響を及ぼすことが想定される。2021～2025年までに本格的な運用が見込まれているが、テスト運営段階では、各都市における対象業種、基準が統一されておらず、関係事業への影響についての予見性、蓋然性を持つことができないため、今後とも外資系企業を含む関連業界との情報交換、関係国政府機関との調整も十分に行いつつ進めることを要望する。
- ⑦CO2排出削減のためには再生可能エネルギーの活用も重要であるが、2018年には導入にかかわる補助金が一部削減され調達・活用が以前より困難となった。今後も活用促進のため再エネの使用を拡大する企業に対する税制優遇策など各

種奨励策を要望する。

⑧電器電子製品有害物質使用制限管理法（中国版RoHS）

- 2019年7月の「中日RoHS国際フォーラム」において、日系電機電子4団体より、合格評定制度のFAQ発行の建議を行った。しかし2021年1月時点で策定動向が把握できない。FAQの今後の公開に伴い、今まで登録したものに修正・追加が起こると大きなコストが生じること、また、そのようなリスクを抱えた状態は不安定であるため、早期のFAQ公開について引き続き建議する。さらに、フォーラム時の建議における電池の取り扱いについても、引き続き検討をお願いしたいと考える。
- 今後の達成管理目録の収載追加や、対象物質および規制値として、「国が定めるその他の有害物質」との記載があることから、引き続き日本の電機電子4団体と工信部の間で、交流を継続していただくことを建議する。

⑨廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版WEEE）

- リサイクル制度において、処理基金の徴収額の設定（決定）根拠、処理実態、補助金の支給やその他の基金用途の状況について不透明であり、公平性を確保するために公表を要望する。
- 対象品目が追加され、2016年3月1日から適用されることとなったが、これらの追加品目を含め、品目の対象とその徴収基準額が処理実態を反映させ、公平性を確保するために、品目毎に基金が管理されること、また、その実態に合わせて補助金額や徴収金額の見直し、対象品の削除も含めて対象品目の見直しが適切に行われるよう要望する。
- また、当該制度に参加している事業者間の公平性を確保するためにも、認定リサイクル事業者への補助金の支払いが速やかに行われるよう要望する。

⑩固体廃棄物汚染環境防止法（拡大生産者責任（EPR）制度）

固体廃棄物汚染環境防止法に規定される拡大生産者責任（EPR）制度について、既に実施されている中国版WEEEとの関係で二重規制となることを避ける等、事業者に過度な負担が生ずることのない制度とすることを要望する。また、制度設計に当たっては、外資系企業を含む関係者の意見を十分に取り入れていただく機会を設けることを要望する。

⑪2020年に実施されたVOC規制（7つのGB規格）については大気汚染対策として評価できる一方、規制対象物質が不明確で実施までの時間が短い等、企業としての対応が難しい面もある。規制対象物質や実施運用を統一・明確にした上で対応までの猶予期間を十分に確保いただくよう

要望する。

⑫インキ中の一部重金属の限量（油墨中部分重金属の限量）につきWTO/TBT通報がされているが、インキは用途が広範囲で且つサプライチェーンが長く複雑なため対応準備に時間が掛かる。今回の標準案に対しても関係先と十分な協議を行い、2年以上の猶予期間を確保いただくよう要望する。

⑬輸出製品の石綿の混入を適切に把握・防止できるように、天然鉱物を原材料とする製品を製造する企業の石綿管理対策を促進するとともに、ISO/IEC17025認証（CNAS認証等）を受けた石綿含有分析を行う機関をさらに育成するための制度の整備・充実について必要な施策を実施するよう要望する。

上記に加えて、石綿含有品の輸出リスクをいっそう防止するため、今後、「石綿の使用における安全に関する条約」（ILO第162号条約）の批准を行うとともに、先進国と同様に、クリソタイルを含む全ての種類の石綿について、0.1%を超える石綿の含有を禁止するための措置を講じていくよう要望する。